

稚内市と北海道電力株式会社との再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定書

稚内市（以下「甲」という。）と北海道電力株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の連携を強化し、再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の推進に寄与するとともに、地域活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について連携して取り組むものとする。

- （1） 稚内市内における再生可能エネルギーの地産地消に関すること
- （2） 北海道内他地域への再生可能エネルギーの電力融通に関すること
- （3） その他、再生可能エネルギーの活用を通じた脱炭素化及び地域活性化に関すること

（協定書の変更及び解約）

第3条 甲又は乙のいずれかが本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の3か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。なお、本協定が解約された場合、相互に何らの責任及び債務（損害賠償義務を含む）を負わないものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の3か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定締結の日から本協定の終了後2年間、本協定の締結及び

実施において知り得た相手方の非公表事項を相手方の事前の承諾なく、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、①法令等の定め、又は官公庁若しくは金融商品取引所の求めに応じる場合、②自らの役職員、自らの子会社及びその役職員に対して開示する場合、③弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーに対して開示する場合はこの限りでない。

（個人情報の取扱）

第6条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止、その他個人情報の適正な管理のために、必要な措置を講じるものとする。

（協議事項）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は速やかに協議を行い、情報、課題及び目的の共有化を図りながら円滑かつ効果的に解決するよう努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれが署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年2月14日

甲 北海道稚内市中央3丁目13番15号
稚内市
稚内市長

工藤 大

乙 北海道札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
代表取締役社長執行役員

齋藤 晋